

II 諸外国における消費者団体訴訟

フランスにおける消費者団体訴訟

一橋大学教授
山本和彦
やまもと・かずひこ

I. 消費者団体訴訟の歴史

フランスにおける団体訴訟の歴史は、消費者団体訴訟に始まる¹⁾。以前は消費者の集団的利益が侵害される場合にも、検察官に公訴権(刑事訴訟)が認められているのみであったが²⁾、検察官は実際には消費者の利益保護に一般に無関心であり、実効性に乏しかったとされる。そこで、1973年12月27日法(いわゆるRoyer法)により、消費者団体に私訴権が承認されたものである。すなわち、同法46条によれば、認可された(agrée)消費者団体は、すべての裁判所において、「消費者の集団的利益に直接又は間接に損害を加える行為(faits portant un préjudice direct ou indirect à l'intérêt collectif des consommateurs)」に関する私訴権(l'action civile)を行使できるものとされた。これによって、多くの消費者団体訴訟が提起されたという。

しかし、このような傾向に歯止めをかけるものとして、1985年1月16日の破産院判決

が言い渡されたり。同判決は、上記条文における「私訴権」という表現は、刑事犯罪行為によって生じた損害についての賠償請求訴訟のみを指すものであるとして、それ以外の行為に基づく損害賠償等は団体訴訟の対象にはならないと判示した。しかも、このような解釈では、犯罪ではないが問題のある多くの行為、特に不当条項(clauses abusives)に基づく損害は団体訴訟による追及を免れる結果になってしまう³⁾として、消費者団体等から強い批判を受けた。また、救済の中身として、損害賠償のみが認められるのか、違法行為の差止め等まで認められるのかについても意見の相違があったとされる⁴⁾。

その結果、このような状況を打開するため制定されたのが1988年1月5日法であった。同法は、1973年法46条を廃止し、それに代えてより包括的な消費者団体による訴権を創設した。そこでは、犯罪行為に係る私訴権が維持されるとともに、それに加えて不当条項削除訴権(l'action en suppression de clauses abusives)が新たに創設された⁵⁾。これによっ

1) フランスの消費者団体訴訟については、大村敦志「消費者法(第2版)」(有斐閣、2003年)373頁も参照。以下の叙述については、voir, J. Calais-Auloy et F. Steinmetz, Droit de la consommation (66d. 2003), p. 594 f.

2) ただし、環境団体の行政訴訟については、20世紀初頭から判例によって当事者適格が承認されてきた。フランスの環境団体訴訟については、山本和彦「環境団体訴訟の可能性」高田裕成ほか編「企業紛争と民事手続法理論(混永有利先生活常記念)」(商事法務、2005年)185頁以下参照(なお、本稿は、同論文182頁以下と重複する部分がある。あらかじめ承知いただきたい)。

3) そこには、公益の保護者は検察官のみであるという概念が前提としてあったとされる。

4) Civ. 1re, 16 janv. 1985, D. 1985. J. 317. それ以前の下級審裁判例の状況については、voir, J. Calais-Auloy, note, J. C. P. 1985. II. 20484.

5) 加えて、当時進行中の「非犯罪化(dépénalisation)」の動向が進行すると、団体訴訟の対象がさらに限定されることも懸念されたとされる。G. Viney, Un pas vers l'assainissement des pratiques contractuelles: La loi du 5 janvier 1988 relative aux actions en justice des associations agréées de consommateurs, J. C. P. 1988. I. 3355. ただし、その後の破産院判決(例えば、Civ. 1re, 1er déc. 1987, Bull. civ. I. n. 320)でも、必ずしも刑事罰を団体訴訟の前提としなくてもよいとされた。G. Paisant, Les nouveaux aspects de la lutte contre les clauses abusives, D. 1988. ch. 257.

6) 差止め等まで認める裁判例は少数派であったとされる。Viney, op. cit. (5), p. 38.

て、現在のフランスの消費者団体訴訟制度の骨格が形成された。さらに、それを補完する形で、1992年1月18日法が制定され、そこでは新たに消費者団体による代位損害賠償訴権(l'action en représentation conjointe)が創設された。これにより、団体訴訟による保護の対象が消費者の集団的利益から、さらにその個別利益にまで拡大された。

そして、これらの法律は、1993年7月26日法による法典化に伴い、消費者法典(Code de la consommation)の中に吸収された(同法典第4部「消費者団体」の第1章「消費者団体の認定」及び第2章「団体の訴権」)。さらに、1998年5月19日の消費者団体の相互承認を義務付けるEU指令⁶⁾を受け、2001年8月23日オールドナンスによって消費者法典が改正されて、従来の不当条項削除訴権が違法行為停止訴権(l'action en cessation d'agissements illicites)として対象を拡大し、さらにEU域内の国境を越えた違法行為の停止についても一部団体訴訟の対象とするなどの措置がとられている。

II 団体訴訟の要件——団体の認可

まず、団体訴権を行使するためには、事前の団体の認可が前提となる。この点は、1973年に最初に団体訴権が認められて以来変わりが無いフランス法の立場である。消費者保護を隠れ蓑として他の目的を追求するような団体の濫用的な訴権行使を防止する趣旨とされる。認可要件について、法律では「その全国的又は地域的な代表性を考慮して、検察官の意見を聴き、消費者保護団体が認可を得ることのできる要件及びそれを取り消す要件は、政令(décret)により定める」とされる(L.411

-1条⁷⁾。そして、政令においては、上記代表性を判断する基準として、(1)存続期間(少なくとも1年以上の存続)、(2)消費者利益の保護のための実効的かつ公然の活動(宣伝・広告、啓蒙集会など)、(3)規模—構成有料会員(全国団体の場合は1万人、地方団体の場合はその地域活動に十分な数)の要素が挙げられている(R.411-1条)。また、そのほかに、あらゆる種類の職業的活動からの独立性が求められている(L.412-1条)。

認可は、全国団体については消費者大臣・司法大臣の合同省令により、地方団体についてはその本部のある県の長官令により付与され、官報等に公示される(R.411-2条1項・2項)。法律上求められる検察官の意見は、団体の本部のある控訴院検事長によりなされる(同条3項)。認可・不認可の決定は、認可申請の受理から6月内に団体に通知される。この期間内に通知のないときは認可が擬制される(R.411-5条1項)。不認可の決定には理由を付する必要がある(同条2項)。認可の有効期間は5年であり、当初の認可と同一の要件で更新可能とされる(R.411-2条4項)。認可団体は、毎年その活動についての報告書を提出する必要がある(R.411-6条)。認可は、団体が認可要件を満たしていないと判断されたときは、取り消される(R.411-7条)。その場合には、当該団体に意見を述べる機会を与え、控訴院検事長の意見を聴取しなければならない。

全国団体として約20余りのほか、多数の地方団体が認可を受けているとされる。ただ、団体訴訟の提起は必ずしも活発なものとは言えないようである⁸⁾。そのこともあってか、この認可制度以外に団体訴訟の濫用を防止するような規律は存在せず、またそのような議論もないようである⁹⁾。既判力の相対性は当

7) 上院で可決された当初の法案では「違法条項(clauses illicites)」しか問題にしていなかったが、下院の修正で対象が「不当条項(causes abusives)」に拡大されたものである。

8) 「消費者の利益を保護するための差止命令に関する指令」(98/27/EC)である。同指令については、Franck et Goyens, Commentaire, REED consom. 1996, 95.

9) 以下の条文はすべて消費者法典のものである。

10) 1988年法の制定の際の国会審議における答弁では、Royer法に基づく提訴は年間平均150件程度であり、90%以上は1万フラン(約20万円)以下の請求額とされていた。

11) ただし、環境団体訴権や団体の附帯私訴権の濫用に関する懸念については、山本・前掲注2)189頁以下参照。ただし、そこでも、提訴に保証金の供託を求めたり、附帯私訴の目的として損害賠償を排除したりする提案が中心であり、団体敗訴後の他の団体の提訴の禁止等の措置は検討の対象とはなっていないようである。

然に認められており、理論的にはある団体が敗訴した後に他の団体が同一の事項について再訴する可能性は開かれている(ただし、代位損害賠償訴権では既判力が授けられた消費者に及ぶので、そのような可能性はないことにつき、V参照)。その意味で、現実にはそのような弊害が論じられていないということは、濫訴の防止という観点からは、認可制度が一定の機能を果たしているとの評価は可能であろう。

III 私訴権

消費者団体が行使できる訴権は、現行法上3種類ある。①私訴権、②不当行為停止訴権、③代位損害賠償訴権である。このうち、①及び②が消費者の集団的利益に関わり、③が各消費者の個人的利益に関するものである。まず、消費者団体の私訴権は、消費者の集団的利益に直接又は間接に損害を加える行為に関連して、私訴当事者(partie civile)に認められた権利を認可消費者団体も行使できるとするものである¹²⁾(L 421-1条)。すなわち、訴権が認められる要件としては、まず対象が犯罪行為に基づくものであることを必要とする。この点で、立法者は前述の1985年破産院判決の定式に従ったものである。ここでの犯罪行為としては、消費者法典中に規定されたもの(食料の混ぜ物、欺瞞的広告、訪問販売の禁

止行為、与信行為に係る犯罪など)のほか、通常の刑法犯罪(詐欺¹³⁾、過失致死¹⁴⁾など)に関する場合も団体訴訟の対象になるとされている。第2の要件として、消費者の集団的利益に対する直接・間接の損害があることである。まず、「消費者」の概念については議論があり、狭義では非職業的な目的で物やサービスを購入する者のみを意味するが、広義では職業的な目的でもその取引が当該者の職業的能力に含まれていない場合にはなお消費者性が認められるとする¹⁵⁾。そして、利益の「集団性」については、消費者全体に共通するものであることが必要とされる¹⁶⁾。そのような利益が侵害されるということは結局、その行為が拡散性をもったもの(例えば、誤導広告、大量生産製品の瑕疵、与信提供行為の違法性など)によるものである場合ということになる。これらの行為によって消費者の集団的な利益が害されることになる¹⁷⁾。私訴権は、民事裁判所・刑事裁判所のいずれでも行使できる¹⁸⁾(刑訴3条・4条)。また、私訴権は、独立して行使してもよいし、検察官の提起する公訴に付随して(附帯私訴として)行使してもよい¹⁹⁾。私訴の目的となるのは、第1に、犯罪行為に基づく消費者の集団的利益に対する損害の賠償請求である。ここでの損害は消費者個人の損害の集積ではなく、抽象的な消費者全体の損害である²⁰⁾。なお、消

費者団体が消費者の集団的利益の保護のために展開している活動費用をこの賠償請求により事実上回収できることは一般に相当なものと理解されている²¹⁾。第2に、違法行為の停止(cessation des agissements illicites)及び違法条項の削除(suppression des clauses illicites)である(L 421-2条)。これは消費者の集団的利益の侵害を予防するものとして重要性をもつ。例えば、規則に合致しない製品の回収、欺瞞広告の差止め、契約文書への義務的文言の挿入²²⁾の請求などである。必要がある間接強制(astreinte)²³⁾の命令が付されるし、明白な違法性がある場合にはレフェレ(référé)による請求も可能である²⁴⁾。最後に、勝訴当事者は、相手方の費用で、判決内容の広告を求めることもできる(L 421-9条)。公衆への警告と相手方への制裁を兼ねた措置である²⁵⁾。広告の内容(判決の文字どおりの再現である必要はない)・方法(ビラ、新聞広告、テレビCM等)については、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

刑事裁判所における私訴権の行使は、検察官の公訴権の行使と並行する。刑事判決と私訴判決は一般に同時に言い渡されるが、一定期間内に²⁶⁾裁判所の命じた違法行為の停止や違法条項の削除に従うことを条件として、刑事判決としては有罪の言渡しのみ止め、刑

の判断を延期することができる²⁷⁾(L 421-3条)。これにより、被告人が消費者団体の請求に応じたときは刑を言い渡さず、応じないときはより重い刑を言い渡すことで、その私法上の義務を間接的に強制する趣旨である²⁸⁾。

IV 違法行為停止訴権

次に、違法行為の停止訴権がある(L 421-6条)。これは、2001年のオールドナンスにより、旧法上の不当条項の削除の訴権を1998年のEU指令に基づき拡大したものである²⁹⁾。その対象行為は限定的に列挙されており³⁰⁾、以下のものである(カッコ内はそれがEU指令において対象として規定された年である)。すなわち、欺瞞広告(1984年)、訪問販売(1985年)、消費者金融(1987年)、テレビ放送(1989年)、旅行・休暇等(1990年)、薬の広告(1992年)、不当条項(1993年)、不動産の一時使用権(1994年)、隔地契約(1997年)、消費財の売買・保証(1999年)、電子商取引(2000年)、金融サービスの通信販売(2002年)が規定されている。

ただ、フランスにおいては、不当条項以外に個別に犯罪行為とされている場合が多く、その場合は、前述のように(III参照)、私訴権によることのできるもので、実質的にはやはり

12) なお、私訴権の付与されている団体は、消費者団体以外にも多く存在する。消費者保護の関係では、反アルコール団体や反タバコ団体に私訴権が認められている。また、刑事訴訟法典の中で認められている団体として、人種差別反対運動団体(刑訴2-1条)、性差別反対運動団体(刑訴2-6条)、障害者差別反対運動団体(刑訴2-8条)、フランス語保護団体(刑訴2-14条)、事故被害者保護団体(刑訴2-15条)などがあるし、環境団体についても環境法典(L 142-2条1項)の中で私訴権が認められている(これについては、山本・前掲注2)188頁参照)。ただ、このような団体私訴権については一般的にその見直しが議論されているが、これについては、山本・前掲注2)190頁参照。

13) Crim., 30 janv. 1995, D. 1995. IR. 77. 虚偽広告の事案である。
14) Crim., 24 juin 1997, D. 1997. IR. 185. サッカースタジアムの崩落事故の事案である。
15) 広義説が消費者法における一般的な判例であるが、団体訴訟との関係では狭義の理解が望ましいとする見解として、J. Calais-Auloy, Les actions en justice des associations de consommateurs, D. 1988. ch. p. 196.

16) その意味で、集団的利益(l'intérêt collective)は、各消費者の個人的利益(l'intérêt individuelle)と全市民の一般利益(l'intérêt générale)の中間にあるものとされ、個人的利益が個別民事訴訟、一般的利益が公訴(刑事訴訟)で保護されるのに対し、集団的利益が団体訴訟で保護されるものと理解されている。そして、それぞれの訴権の行使は他の訴権を排除しないものとされる。

17) 実際上は、それが犯罪行為であれば、容易に集団的利益の侵害が肯定されると解されているようである。Calais-Auloy, op. cit. (15), p. 194.

18) 逆に、行政裁判所や商事裁判所などでは行使できないと解されている。
19) 消費者団体が独立して刑事裁判所で私訴権を行使すると、それによって公訴が提起されることになる。立法者は団体私訴権のこのような機能を重視したようであるが、実際には、検察官による公訴の提起に伴う附帯私訴が多いようである。

20) その算定は一般に困難とされ、名目的な額の賠償に止まることも多いとされる。

21) ただし、それが実質的には損害賠償の名を借りた私的刑罰(peines privées)であるとする批判も見られる。
22) 不法行為の停止(cessation)という法の文言にもかかわらず、このような積極的な行為を求める請求も認められようと思われている。

23) フランス法の間接強制については、大演しよ『フランスのアストラント——第2次世界大戦後の展開』(信山社, 2004年)など参照。

24) Calais-Auloy, op. cit. (15), p. 195. フランスにおけるレフェレについては、山本和彦「レフェレ手続の近況」木川統一郎博士古稀祝賀論集刊行委員会編『民事裁判の充実と促進』(木川統一郎博士古稀祝賀)』(判例タイムズ社, 1994年)196頁以下など参照。

25) また、同種の条項を善意で利用している他の業者がその条項を削除する契機にもなりうるとされる。さらに、消費者団体敗訴の場合には、団体に対する制裁にもなると思われる。

26) 延期は最大で1年間とされる(L 421-4条)。
27) この点は新刑法典132-58条により、団体訴訟以外にも一般化されている。

28) なお、この場合には、それとともに間接強制も言い渡すことができるが、ここでの間接強制は刑事間接強制(astreinte pénale)であり、強制金が債権者ではなく国庫に納付されるなどの特色を有する。

29) その結果、訴権の行使主体としても、認可消費者団体に加えて、EC官報のリストに登録された団体にも認められ、EU加盟国の各組織(必ずしも団体に限られず、行政庁等も含まれる。例えば、イギリスでは公正取引庁(Office of fair trading)が指定されているとされる)がフランスで停止訴権を行使することが認められている。これにより、EU域内における圏境を越えた消費者の利益侵害行為を防止する趣旨である。

30) なお、後述のように、これら以外の行為類型であっても、個別の消費者が損害賠償請求をしている場合には、消費者団体がその訴訟手続に参加して、その対象行為の停止等を求めることが認められている。なお、旧法時代には、不当条項削除訴権の対象はデクレによって列挙されたものに限定されないという見解もあった。Viney, op. cit. (5)。

不当条項の削除が重要な意味を持っている。そのため、L 421-6条2文は、独立した類型として、不当条項の削除訴権を明記し、それが間接強制により実現できる旨³¹⁾を規定している。また、停止訴権によった場合に、併せて集団的利益に対する損害賠償を団体が請求できるかについて議論がある。判例は不当条項削除についてこれを肯定しており³²⁾、停止訴権についてもその趣旨は妥当すると一般に解されている。それによって、違法行為の停止に向けた消費者団体のインセンティブが確保されるからである。この場合の判決の拘束力は当事者のみに限定され、類似の約款等を用いる他の事業者には効力は及ばないし、当該約款に基づき既に締結された契約を当然に無効とする効果も有しないとされる³³⁾。

また、認可消費者団体は、個別の消費者が提起している損害賠償請求訴訟に参加することができる(L 421-7条)。当該行為が刑事罰の対象でなく、また上記列举の対象行為でない場合には、消費者団体は単独で訴権を行使できず、個別消費者の訴訟に参加するほかない。この場合、消費者の提起している訴訟は損害賠償請求でなければならず、契約の無効確認や解除請求、あるいは消費者が被告である場合には参加できない。消費者団体の参加の目的としては、消費者の請求を単に援助する補助参加³⁴⁾のほか、消費者の集団的利益に

損害を与える限りで、違法行為の停止を求めることもできるし³⁵⁾、当該損害の賠償を求めることもできる³⁶⁾。

V 代位損害賠償訴権

最後に、代位損害賠償訴権がある(L 422-1条1項)。これは1992年の法改正で認められたもので、共通の加害者及び原因に基づく損害を受けた特定の複数消費者から授權を受け、全国レベルで認可された消費者団体が損害賠償請求権を行使するものである。これは、前述の訴権(III・IV参照)とは異なり、消費者の集団的利益の損害を問題にするのではなく、共通の原因に基づく集積した個別的損害を対象とするものである³⁷⁾。損害の原因となる行為は、刑事罰の対象となっている必要はなく、純粋に民事上の賠償請求権で足りる³⁸⁾。例えば、多数販売された物品やサービスに瑕疵があったような場合が典型的である。

消費者団体による訴権の行使には、2名以上の被害消費者³⁹⁾からの書面による事前の授權(R 422-2条)が必要とされる。消費者は自由に授權を撤回できる⁴⁰⁾、団体の側が訴訟係属中に解約するためには、消費者の側の怠慢により訴訟の遂行が困難である場合⁴¹⁾に解約できる旨の条項を授權契約に挿入しておく必要がある⁴²⁾。団体は授權の勧誘をすること

ができるが、その方法は新聞等に限られ、テレビCMによる勧誘やダイレクトメールによる勧誘等は禁止されている⁴³⁾(L 422-1条2項)。これは、立法段階で、この訴権の積極的行使を推進したい政府側が一般的に広告を認めるべきとしたのに対し、濫用を警戒する議会側が広告を禁止しようとしたため、妥協案としてこのような制限が設けられたものである⁴⁴⁾。管轄及び上訴の可能性⁴⁵⁾は、損害賠償請求の総額ではなく、そのうちの最大のものを基準として定められる。団体が勝訴した場合には、賠償金は授權した消費者に帰属⁴⁶⁾、団体が敗訴した場合には、授權した消費者の訴権は失われる。授權をしなかった消費者の権利に影響がないことは当然である。

以上のような代位損害賠償訴権の創設は失敗に終わったとの評価が一般的である⁴⁷⁾。この訴権の行使はほぼ絶無に近いとされ、その理由としては、何よりも消費者団体の財政基盤が十分でないことが挙げられている。団体の責任が重い⁴⁸⁾一方で、前述のような広告制限のために多数の原告から授權を受けられる可能性が低いとされる。ただ、このような状況を変える可能性があるものとして、1994年8月8日法によって導入された投資家保護認可団体の訴権があるとされる(1988年1月8

日法律14号の13条~15条)。そこでは、財政基盤の安定した団体が現に認可を受け、活用の可能性が残っており、将来的にはその状況が一般の消費者団体訴訟にも及んでいく可能性があるとされる。

なお、この訴権の立法の際には、より思い切った提案として、グループ訴権(action de groupe)というものの創設も検討された⁴⁹⁾。これは、アメリカ等のクラス・アクションをモデルにした制度であった⁵⁰⁾。上記のような個別授權の構成では、大量の被害者の事件には対応できず、実際には利用できないと考えられたからである。これは、代位訴権とは異なり、被害消費者の特定やその者からの団体への授權は不要とされる。そして、1次的に団体が業者を相手取って違法行為の確認を求め訴えを提起し、2次的に団体勝訴後に当該判決を公告し、消費者がそれを援用して簡易に⁵¹⁾救済を求める(団体の勝訴敗訴に関わらず、消費者は個人的に訴権を行使できる)、というスキームが提示されていた。しかし、このような制度構成は、判決効の相対性の原則との抵触や経済界の反発等のために、断念された⁵²⁾。

31) L 421-6条1文は間接強制に言及していないため、反対解釈として不当条項の削除以外については間接強制を命じ得ないとする解釈もありうるが、それは相当でないという理解が一般的である。

32) Civ. Ire, 5 oct. 1999, D. aff. 2000, J. 110.

33) 逆に、停止判決言渡し後にされた契約の当該条項は無効とされ、損害賠償の対象にもなるとされる。

34) この場合には、消費者団体は消費者の集団的利益に対する損害の存在を立証する必要はないとされる。

35) この場合には、民訴法329条の定める当事者参加となる。

36) Paris, 4 oct. 1996, RJDA1997, n. 355 (消費者が国鉄の度重なる遅延に対する賠償を求めたところ、消費者団体が参加して自らに対する賠償をも請求した事案である)。さらに、判決の広告も求めることができる(L 421-9条)。

37) 複数の被告に対して同時に提訴できるかについては争いがある。肯定説として、L. Boré, L'action en représentation conjointe: class action française ou action mort-née, D. 1995, ch., p. 268. 否定説として、R. Martin, L'action en représentation conjointe des consommateurs, J. C. P. 1994, I. 3756.

38) ただし、その行為が刑事罰の対象となっている場合には、損害賠償の授權を受けた消費者団体が私訴権を行使することもできるものとされる(L 422-2条)。

39) 必ずしも当該団体の構成員である必要はないとされる。なお、ここでの「消費者」についても広義説(III参照)が妥当とする見解として、Martin, op. cit. (37), p. 192.

40) この場合には、その後の訴訟手続は当該消費者自らが原告となって追行するが、その旨を裁判所及び相手方に通知しなければならぬ。

41) 例えば、必要な証拠資料等を適時に提供しない場合などがこれに当たる。

42) 訴訟係属中に団体の解散や認可取消しがあったときは、消費者は他の団体に授權をし直して訴訟手続を続行することができる。

43) そのような勧誘が禁止されるのは、責任の存在が確定する前に企業に致命的な打撃を与えることを防ぐ趣旨とされる。

44) Boré, op. cit. (37), p. 268は、ダイレクトメールが禁止されるのに、大新聞での広告が認められるのは整合性を欠くとして批判する。他方、Martin, op. cit. (37), p. 193は、消費者側と事業者側の双方を同時に満足させることはできないと評する。

45) フランスでは、訴額によって上訴の制限がある。山本和彦「フランスの司法」(有斐閣、1995年)158頁参照。

46) 賠償金は団体が受領し、団体が判決に従って消費者に賠償金を分配することになる。ただし、犯罪行為を対象とする場合には、団体は同時に私訴権を行使し、自己に対する損害賠償を求めることはできる。

47) Boré, op. cit. (37)は、これを「死産した訴権(l'action mort-née)」と表現する。以下の叙述は主としてこの文献による。

48) 例えば、団体は上訴についての授權を当然には有しないとされる(個別の授權をあらかじめすることは可能とされる)ので、判決の送達を受けた場合にそれを即時に消費者に通知せず、上訴期間が経過したときは、損害賠償義務を負う可能性があるとされる。ほかに、消費者団体は、係属裁判所や弁論の日時等の通知義務を負う。

49) Voir, Proposition pour un code de la consommation, La Documentation française 1990, art. L. 271 et s. なお、このような訴権の提案は、1983年の消費者訴訟規制委員会の報告書に遡り、繰り返してなされてきたものである。Boré, op. cit. (37), p. 267.

50) 実際には、カナダのフランス語圏であるケベック州の立法(集団的回復[recours collectif]と呼ばれる)が主として参考されたようである。ケベック州法の紹介として、例えば、voir, Lafond, Le recours collectif québécois: entre la commodité procédurale et la justice sociale, RED consom. 1999, 215.

51) この第2段階では、判決手続ではなく、単なる申請(requête)の手続によることができるものとされていた。

52) ただし、Calais-Auloy et Steinmetz, op. cit. (1), p. 606は、消費者が個別訴訟を提起する選択肢を有する限り、理論的な矛盾は存しないとされる。このような制度構成は、三木教授の紹介されるブラジルのクラス・アクション制度(三木浩一「消費者団体訴訟の立法的課題—手続法の観点から」NBL 790号56頁参照)に類似したものであり、興味深い。